

米国・メキシコ・カナダ協定 (USMCA) の見通し

2026 年 10 月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部
ニューヨーク事務所

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益などを被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

エグゼクティブサマリー

1. 結論

米国は 2026 年 7 月 1 日の USMCA 共同見直しで、「現在のままでの更新に同意しない」と表明した。これにより USMCA が直ちに失効するわけではないが、16 年間保証されていた安定的な枠組みは、毎年の「共同見直し」という不安定な体制へ移行した。企業にとって、北米事業の前提となる USMCA の将来の便益が不透明となり、中長期的な投資・事業戦略の見直しが不可避となっている。

2. 利害関係者の反応 - 米国内の反応は大きく分化

トランプ政権の判断に対し、農業・鉄鋼・製造業界や共和党議員は未解決問題の是正機会として支持し、労働組合は労働者保護強化を条件とした再交渉を要求した。一方、経済界・産業団体（米国商工会議所、自動車業界連合など）は、協定維持と早期の延長合意を求めている。メキシコ、カナダ両政府は 16 年延長を支持している。

3. 今後のシナリオ

(1) USMCA の改正で延長合意（市場のメインシナリオ）、(2) 毎年の共同見直し継続（不確実性の長期化）、(3) 2 国間協定への移行、(4) 2036 年の USMCA 失効（可能性は低い）、(5) 米国の USMCA 脱退（可能性は低い）。

4. 主要な交渉課題

米国は、(1) 自動車・工業品の原産地規則強化、(2) 対中政策を含む経済安全保障の整合性確保、(3) オフショアリング抑止メカニズムの構築、(4) 重要鉱物市場の整備、(5) 強制労働産品の輸入禁止の実効性向上、を主要課題としている。

5. 日本・日系企業への影響と今後の方向性

原産地規則の厳格化は、自動車のほか電子部品、機械部品、化学品などの北米生産・輸出に影響を及ぼし得る。米国内で議論されている提案の 1 つとして、50% の米国内調達比率が導入されれば、生産体制の再編が必要となる可能性がある。また、232 条関税（鉄鋼・アルミ 50%、自動車 25%）、経済安全保障政策の強化、強制労働産品の輸入禁止措置強化により、調達戦略やサプライチェーン管理の見直しが求められる。見直し交渉は長期化する可能性が高く、企業はリスク管理の一環として、最悪シナリオ（米国脱退など）も想定した対応策の検討が必要となる。

<目 次>

I.	背景	2
A.	米加自由貿易協定の締結から USMCA の締結までの経緯.....	2
B.	USMCA の共同見直しおよび協定有効期間の延長規定	4
C.	共同見直し、および、米国の USMCA 更新に関する立場の表明....	5
D.	今後の展開に関する各種シナリオ	5
E.	米国による USMCA 「不更新」 表明の意義および企業にとってのリスク	7
II.	米国内外の反応.....	8
A.	トランプ政権の決定を支持する利害関係者	8
B.	労働組合・進歩派（大幅な再交渉を要求）	9
C.	経済界・産業団体（協定の枠組み維持と迅速な更新を要求）	10
D.	市民団体・消費者団体.....	12
E.	メキシコ、カナダの立場、対応	12
III.	今後の留意すべきポイント	13
A.	主要な課題.....	14
B.	米連邦議会による承認の可否.....	19
IV.	日本・日系企業への影響.....	20
A.	特に大きな影響がおよび得る分野	20
B.	その他の注意すべき分野	21

はじめに

本レポートでは、1989年以降、北米での自由貿易の基盤となっていた米加自由貿易協定（USCFTA）と、その後メキシコが加わった北米自由貿易協定（NAFTA）の起源から、現在の枠組みとなっている米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の締結までの経緯を振り返ります。その上で、米国が2026年7月1日に「現在のままでのUSMCAの更新は行わない」との意向を表明した背景や、USMCAの更新に対する利害関係者の立場を概説します。さらに、米国がどのような問題意識から今後USMCA上の課題に取り組もうとしているのかについて、今後想定されるさまざまなシナリオとともに検討しています。本レポートは、米国のメイヤー・ブラウン（Mayer Brown）法律事務所の協力を得て作成しました。本レポートが、米国とビジネスを行う方々にとって参考となれば幸いです。

2026年10月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部米州課
ニューヨーク事務所

I. 背景

本レポートでは、米国、メキシコ、カナダ間の米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の共同見直し（joint review）の意義を評価し、今後の見通しを検討する。その前提として、まず、同協定の起源である米加自由貿易協定（United States-Canada Free Trade Agreement : USCFTA）¹がいかに成立したか、さらに、その成立後にメキシコが加わり、北米自由貿易協定（North American Free Trade Agreement : NAFTA）として北米全体の自由貿易圏へと発展した経緯、そして、NAFTA がどのような問題意識の下で USMCA へ引き継がれたかについて概観する。

A. 米加自由貿易協定の締結から USMCA の締結までの経緯

1. 米加自由貿易協定の締結

北米における自由貿易圏の構想は、1979 年にロナルド・レーガン大統領候補が選挙公約の一環として提唱したことに始まる。1980 年代半ばにカナダのブライアン・マルルーニー首相が就任したことを契機に、両国間の自由貿易交渉が本格化した。1986 年に交渉が開始され、1988 年 1 月 2 日にレーガン大統領とマルルーニー首相が USCFTA に署名した。

米国では、1988 年 9 月 28 日に米加自由貿易協定実施法²が成立し、USCFTA は 1989 年 1 月 1 日に発効した。この協定は、両国間の関税を段階的に撤廃し、自由貿易圏を創設するものであった。

2. メキシコの参入と 3 国間交渉への発展

USCFTA が 1989 年に発効した後、メキシコのカルロス・サリナス大統領は、西欧諸国が中東欧の新興民主主義国に関心を移す中、米国との経済連携を模索し始めた。1990 年 6 月、ジョージ・ハーバート・ウォーカー・ブッシュ大統領とサリナス大統領は、包括的な米墨自由貿易協定の構想を支持し、両国の通商代表にその準備に向けた指示をした。

1990 年 8 月 21 日、サリナス大統領はブッシュ大統領に対し、正式に自由貿易交渉を提案した。これを受け 1990 年 9 月 25 日、ブッシュ大統領は 1988 年包括通商競争力法³に基づき、連邦議会にメキシコとの交渉開始を通知するとともに、カナダも交渉への参加意欲を示していることを報告した。

3. 3 国間交渉の開始

カナダは、上述のとおり、米国との USCFTA がすでに 1989 年に発効していたものの、米国がメキシコと新たな自由貿易協定を締結することにより、北米の新たな貿易体制から排除されることを懸念し、USCFTA の利益を維持・拡大するため、交渉への参加を望んだ。

¹ 米加自由貿易協定の英語名称は、米国側では United States-Canada Free Trade Agreement (USCFTA) とされているが、カナダ側では Canada-United States Free Trade Agreement (CUSFTA) と呼ばれている。

² United States-Canada Free-Trade Agreement Implementation Act of 1988, Public Law 100-449.

³ Omnibus Trade and Competitiveness Act of 1988, Pub. L. 100-418.

これを受け、1991年2月5日、米国（ブッシュ大統領）・カナダ（マルルーニー首相）・メキシコ（サリナス大統領）の3カ国は、NAFTAを目指し3国間交渉を行う意向を発表した。

1991年6月12日にはトロントで通商担当大臣による会合が開催され、正式な3国間交渉が開始された。米連邦議会は、1974年通商法に基づくファスト・トラック手続き⁴を1993年5月まで延長し、協定と実施法案の修正を行わずに、上下両院で一括採決に付すことを可能にした。

4. NAFTAの交渉妥結・発効

1992年8月12日、約1年半の交渉を経て、ブッシュ大統領は、米国、メキシコ、カナダの3カ国がNAFTA交渉を完了したことを発表した。3カ国の首脳は、1992年12月17日にNAFTAに署名した。これを受け、米国では、NAFTA実施法⁵が1993年12月8日に成立した。同年12月27日、ビル・クリントン大統領はカナダ・メキシコ両国政府と外交公文を交換し、NAFTAは1994年1月1日に発効した。NAFTAの発効に伴い、USCFTAはNAFTAに置き換えられた。

5. NAFTA下での課題

NAFTA発効後の数十年間、米連邦議会の議員からは、以下のようなNAFTAに関する多くの懸念が提起された。

- 労働者保護規定の実効性の欠如
- 不十分な環境規定
- 紛争解決メカニズムの機能不全
- 対メキシコ貿易赤字と米国内の雇用機会喪失
- 21世紀の新たな課題など⁶への対応の必要性
- 第三国による「ただ乗り」を許す原産地規則の不備
- カナダの農業分野（乳製品・鶏卵など）における供給管理制度
- メキシコのエネルギー（石油・天然ガス）分野における外国投資規制による外国（米国）企業の参入排除

6. NAFTAの再交渉とUSMCAの署名、その後の議会での手続き

上述のNAFTAの諸問題に対処するため、第1次トランプ政権は、発足から5カ月後の2017年5月18日、2015年大統領貿易促進権限（TPA法、ファスト・トラック法）に基づき、連邦議会に対してNAFTAを再交渉する意向を通知した。⁷交渉の結果、米国、メキシコ、カナダの3カ国の代表は、2018年11月30日にUSMCAに署名した。

⁴ 1974年通商法に基づくファスト・トラック手続き（迅速審議手続き）では、大統領が外国と締結した通商協定の実施法案について、米連邦議会がその内容を修正できず、期限内に賛否のみを一括採決する仕組みが規定されていた。その後の貿易促進権限（TPA）の原点となった制度だ。

⁵ NAFTA Implementation Act, Public Law 103-182.

⁶ 電子商取引・デジタル貿易、知的財産権、国営企業（SOE）対策、通貨・為替操作対策など。

⁷ 米通商代表部（USTR）のロバート・ライトハイザー代表（当時）が、議会指導部に書簡を送るかたちで正式に通告した。2015年TPA法の規定により、行政府が通商交渉を開始するためには、交渉開

しかし、その後、下院民主党は、署名された USMCA の労働、環境、執行、医薬品へのアクセスという 4 つの主要分野について懸念を表明し、ナンシー・ペロシ下院議長（当時）は、リチャード・ニール歳入委員長を中心とするワーキンググループを設置した。トランプ政権との交渉の結果、2019 年 12 月 10 日に USMCA の修正議定書（Protocol of Amendment）が署名された。これを受け、2018 年に署名された USMCA は、執行メカニズムの強化、労働規定の厳格化、環境保護規定の改善、医薬品へのアクセスの改善を反映するかたちで修正された。

7. USMCA 実施法の成立と発効

2020 年 1 月 29 日、修正後の USMCA を国内法として実施するための USMCA 実施法案⁸ にトランプ大統領が署名した。USMCA は 2020 年 7 月 1 日に発効し、同日をもって NAFTA 実施法は廃止された。⁹

8. USMCA の主な特徴

上記の経緯を経て発効した USMCA は、NAFTA と比較して、以下の点が強化されている。

- 執行メカニズム：紛争解決パネルの設置手続きを改善し、手続き上の抜け穴を排除
- 労働規定：労働上の権利の侵害が貿易に影響を与えたとの推定規定を導入し、強制労働の禁止規定を強化
- 自動車原産地規則：労働付加価値要件や鉄鋼・アルミニウムの購入要件など、より厳格な規則を導入
- サンセット条項：16 年間の有効期間を設け、発効後、その後は延長後 6 年ごとに共同見直しを実施し、延長の可否を確認

B. USMCA の共同見直しおよび協定有効期間の延長規定

USMCA 第 34.7 条では、同協定は発効日（2020 年 7 月 1 日）から 16 年後（2036 年 7 月 1 日）に終了するとした上で、発効から 6 年目（2026 年 7 月 1 日）に、各締約国が同協定の期間をさらに 16 年間延長することを希望する旨を確認した場合は、この限りではないと規定している。

同条では、さらに、USMCA 自由貿易委員会（USMCA Free Trade Commission、以下「委員会」）は、発効から 6 年目に「共同見直し」を行うための会合を開き、締約国が事前に提出した勧告を検討した上で、適切な措置を講じなければならないと規定している。さらに、「いずれかの締約国が本協定の期間をさらに 16 年間延長することを希望する旨を確認しなかった場合、委員会は、本協定の残存期間中、毎年会合を開催し、共同見直しを行わなければならない。いずれかの共同見直しの終了時において、一または複数の締約国が本協定をさらに 16 年間延長する意思を確認しなかった場合でも、当該見直しの終了後から本協定の期間満了までのいずれかの時点で、各締約国がそれぞれ、本協定をさらに 16 年

始の 90 日前までに議会へその意向を通知する義務があり、この手続きを経て、同年 8 月 16 日から正式な再交渉が開始された。

⁸ USMCA Implementation Act, Public Law 116-113

⁹ Agreement between the United States of America, the United Mexican States, and Canada のテキスト全文: <https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/united-states-mexico-canada-agreement/agreement-between>

間延長することを希望する旨を書面で確認することにより、本協定の期間をさらに 16 年間延長することができる」と規定している。

したがって、2026 年 7 月 1 日に開催された共同見直しの会合で、全ての締約国が同協定の期間をさらに 16 年間延長することを望む旨を確認していれば、USMCA は 2026 年 7 月 1 日からさらに 16 年間、すなわち 2042 年 7 月 1 日まで延長されることになっていた。¹⁰

C. 共同見直し、および、米国の USMCA 更新に関する立場の表明

2026 年 7 月 1 日、米通商代表部（USTR）のジェミソン・グリア代表は、上述の USMCA の規定に従い、メキシコおよびカナダの代表とともに、共同見直しを行うためのオンライン会合を開催し、USMCA の運用について協議した。同協議後、グリア代表は、「米国は、現行の USMCA を更新することに同意しなかった。この結果、USMCA は更新されない。米国は、同協定の問題点およびメキシコ、カナダ両国との貿易赤字に対処するため、両国との協議を継続する。ただし、これらの問題が解決されるか、同協定が終了するまで、協定は引き続き効力を有する」との声明を発表した。¹¹

米国が USMCA 第 34.7 条に基づき、同協定の発効から 6 年目に開催された共同見直しにおいて、同協定の期間をさらに 16 年間延長する意向を表明しなかったため、3 カ国は現行の USMCA の期限を迎えるまで（2036 年 7 月 1 日）の間、毎年「共同見直し」を行い、同協定の期間をさらに 16 年延長する意思を確認することができる。

D. 今後の展開に関する各種シナリオ

USMCA 第 34.7.4 条は、同協定の失効前であれば、3 カ国の首脳が延長の意思を書面で確認することにより、協定の期間をさらに 16 年間延長できると規定している。したがって、USMCA の枠組みでは、現行の USMCA が失効する 2036 年 7 月 1 日までの間に 3 カ国が同意すれば、協定の改正交渉を行わなくても、USMCA を現行の内容のまま、延長に合意した時点からさらに 16 年間延長することができる。しかし、米国は USMCA を現行のまま更新することには合意しないとの意向を明確に表明したことから、2036 年まで毎年開催される共同見直しで、現行の内容のまま USMCA を延長することで合意に至る可能性は極めて低いと考えられる。¹²

¹⁰ USMCA 第 34.7 条の解釈によっては、締約国が USMCA の延長に合意した場合、現行の USMCA の期間が終了する 2036 年 7 月 1 日を起点として、さらに 16 年間延長されるとの見方もあり得る。しかし、メキシコ政府やカナダ政府関係者は、締約国が延長に合意した場合、合意した年を起点として USMCA の期間が 16 年間延長されるとの立場を表明している。USTR は、この点について公式な見解を明らかにしていない。

¹¹ <https://ustr.gov/about/policy-offices/press-office/press-releases/2026/july/ambassador-greer-issues-statement-usmca-joint-review>

¹² 米国議会調査局は、USMCA における共同見直しの手続きと連邦議会の役割に関する調査報告書を公表している。USMCA Joint Review: Process and Role of Congress, January 8, 2026.

今後の展開としては、基本的に以下の 5 つのシナリオが考えられる。¹³

- シナリオ 1： USMCA を改正した上で延長
- シナリオ 2： 毎年、共同見直しを繰り返す
- シナリオ 3： 2 国間協定へ移行
- シナリオ 4： USMCA の失効
- シナリオ 5： 米国の USMCA からの脱退

以下、各シナリオについて若干の補足を行う。

1. シナリオ 1： USMCA を改正した上で延長

今後想定される展開の 1 つとして、交渉が 2026 年後半から 2027 年以降にかけて長期化し、最終的に、自動車原産地規則の厳格化、中国に関連する経済安全保障規制の強化、強制労働禁止規定の執行強化、エネルギー政策の調整などについて合意に至り、改正後の USMCA が 16 年間延長されるシナリオが考えられる。このシナリオでは、メキシコやカナダが、特に原産地規則や市場アクセスの面で大幅な譲歩を迫られることになるが、現行の USMCA の基本的な枠組み自体は維持される。現時点では、市場参加者の多くが、このシナリオを織り込んでいるとみられる。

2. シナリオ 2： 毎年、共同見直しを繰り返す

2026 年から 2027 年にかけて 3 国間の合意に至らず、毎年、共同見直しが繰り返されるシナリオも考えられる。共同見直しが行われている間も USMCA は引き続き有効であるものの、その将来に関する不確実性が長期化し、北米への長期投資が抑制される可能性がある。メキシコやカナダは、将来の米国政権がより協調的な姿勢をとる可能性に期待しながら、米国との交渉を継続することになる。メキシコやカナダは、同時に、日本を含む第三国との貿易・投資関係の強化に努めていくことが見込まれる。トランプ政権にとっても、少なくとも 2026 年の中間選挙までは、USMCA の問題点を改善していく姿勢を国内に示しながら現行の協定を維持し、選挙後にさらなる目標を追求する選択肢を温存できることになる。

3. シナリオ 3： 2 国間協定へ移行

米国が、メキシコおよびカナダとの 3 国間合意の実現が困難だと判断した場合、それぞれとの個別の 2 国間貿易協定に移行する可能性もある。米国は、すでに 2026 年 3 月 18 日の時点で、カナダを交えずにメキシコとの 2 国間交渉を先行して開始しており、この方向に向けた一歩を踏み出している。現行の USMCA が、米国・メキシコ間および米国・カナダ間の 2 国間貿易協定に分割されることになれば、市場アクセスは部分的に維持されるものの、北米サプライチェーンの地域としての一体性が損なわれるリスクがある。

¹³ Center for Strategic & International Studies (CSIS) は、USMCA の将来に関する今後の展開の可能性として、6 つのシナリオを紹介している。<https://www.csis.org/analysis/usmca-review-2026-six-scenarios-north-americas-future>

4. シナリオ 4： USMCA の失効

現行の USMCA の枠組みでは、2036 年 7 月 1 日までに 3 カ国全てが延長に合意しなかった場合、USMCA は失効し、関税率は WTO の最恵国待遇（MFN）税率に戻ることになる。もっとも、2036 年の期限まで 10 年間あることから、実際にこのシナリオに至る可能性は低いとみられる。

5. シナリオ 5： 米国の USMCA からの脱退

USMCA では、第 34.7 条に規定された共同見直しの手続きとは別に、第 34.6 条において、「いずれの締約国も、他の締約国に書面で脱退を通告することにより、本協定から脱退することができる。脱退は、通知から 6 カ月後に効力を生ずる。1 つの締約国が脱退した場合、本協定は残りの締約国間において引き続き効力を有する」と規定している。

米国が実際に第 34.6 条に基づいて USMCA から一方的に脱退する選択を取る可能性は低いとみられる。しかし、第 1 次トランプ政権が USMCA の締結に向けた交渉を行っていた際に、NAFTA からの脱退を示唆したこともあるため、USMCA の改正交渉における戦術として、USMCA からの脱退を示唆することはあり得る。なお、仮に米国が脱退した場合でも、USMCA はカナダとメキシコの間で、実質的な 2 国間自由貿易協定として存続することになる。

ただし、仮に米国が USMCA からの脱退を通告した場合でも、米国の USMCA 上の義務は、通告と同時に直ちに終了するものではない。脱退の効力が生じる通告から 6 カ月後までの間は、関税上の特惠、原産地規則、投資保護などに関する USMCA 上の義務が引き続き適用される。しかし、第 34.6 条には、脱退国に対して脱退後も一定の義務を課す、いわゆる存続条項（survival clause）は規定されていないため、脱退の効力発生日（通知から 6 カ月後）以降、米国は、原則として USMCA 上の全ての義務（関税特惠の供与、原産地規則の適用、投資保護、紛争解決など）を負わないことになる。

USMCA には、投資章（第 14 章）などについて、脱退後の一般的な存続条項が設けられていないため、脱退の効力発生日後も投資家対国家の紛争解決（ISDS）の同意が存続するか否かは、仲裁手続きにおける管轄権上の争点となり得る。また、米国国内法上、大統領が連邦議会の承認なく、議会が承認した通商協定から一方的に脱退できるかという憲法上の問題は解決されていない。さらに、脱退を実行する場合には、USMCA 実施法の関連規定の廃止に連邦議会の同意が必要となる可能性がある。

E. 米国による USMCA 「不更新」表明の意義および企業にとってのリスク

トランプ政権が「USMCA を現在の形のままで更新することに同意しなかった」と表明したことは、USMCA の枠組みが直ちに変更されたり、近い将来に USMCA が失効したりすることを意味するものではない。しかし、現行の USMCA に基づく北米の自由貿易体制が長期的に継続しない可能性は高まった。これにより、当初 16 年間の安定性が確保されていた USMCA の枠組みは、毎年「共同見直し」が行われる不確実かつ不安定な状態に移行することになる。

企業にとっての最大のリスクは、これまで北米での投資や事業展開に安定的な基盤を提供してきた USMCA の枠組みが不安定なものとなり、USMCA が将来もたらし得る便益が、不確実なものとなったことだ。このため、企業は、USMCA の便益が不確実かつ不安定な

ものとなったことを前提として、北米での中長期的な投資・事業戦略を再検討する必要性に迫られているといえる。

II. 米国内外の反応

米国が USMCA を現在のままの内容で更新すべきかについては、グリア代表が 2026 年 7 月 1 日の共同見直しの会合後、「米国は、現行の USMCA を更新することに同意しなかった」と発表する前から、多くの利害関係者がさまざまな見解を示していた。また、7 月 1 日の米国政府の発表後も、米国政府の立場を支持する見解から、迅速に USMCA の延長に向けた合意を求める立場の者まで、幅広い見解がみられる。

なお、USMCA の他の締約国であるメキシコおよびカナダ政府は、ともに USMCA の延長を基本的に支持する立場を表明している。

A. トランプ政権の決定を支持する立場

1. 農業・畜産業界

全米乳製品生産者連合 (National Milk Producers Federation) および米国乳製品輸出協議会 (U.S. Dairy Export Council) — シャウナ・モリス事務局長は、「USMCA を正しく整備することは、わが業界にとって極めて重要であり、米国の乳製品輸出の 40%以上がメキシコとカナダ向けだ」と述べ、未解決問題の解決に向けた政府の取り組みを強く支持するとともに、「より強固で持続的な、更新された USMCA が、北米全域の乳製品生産者と輸出業者の長期的繁栄のカギとなる」と表明した。¹⁴

牧畜業者・畜産業者法的行動基金 (Ranchers Cattlemen Action Legal Fund) — ビル・ブラード最高経営責任者 (CEO) は、「カナダおよびメキシコとの個別の貿易協定を追求することは、NAFTA と USMCA の深刻な欠陥を是正する機会であり、これらの欠陥は米国の畜産業の慢性的な縮小に大きく寄与してきた」と述べ、政権の方向性を歓迎した。¹⁵

2. 製造業・鉄鋼業界

米国鉄鋼協会 (American Iron and Steel Institute) — ケビン・デンプシー会長兼 CEO は、「USMCA が、強靱 (きょうじん) な北米サプライチェーンを強化し、堅実な米国鉄鋼業と川下の鉄鋼集約型製造業を支援するかたちで更新されるよう、USTR およびその他の関係者と緊密に協力することを楽しみにしている」と表明した。¹⁶

3. 消費財産業界

消費者ブランド協会 (Consumer Brands Association) — メリッサ・ホックスタッド会長兼 CEO は、「見直しプロセスの下で、トランプ政権はメキシコとカナダを交渉のテーブルに着けて野心的なアプローチを推進する独自の機会を有しており、北米の競争力を強

¹⁴ <https://www.nmpf.org/nmpf-and-usdec-statement-on-the-first-usmca-joint-review/>

¹⁵ <https://www.r-calfusa.com/statement-on-ustr-decision-not-to-renew-usmca/>

¹⁶ <https://www.spglobal.com/energy/en/news-research/latest-news/metals/070226-metals-industry-groups-back-continued-usmca-talks-after-us-declines-renewal>

化し米国の製造業を支援するアメリカ・ファーストの立場で、USMCA の成功を発展させると確信している」と述べた。¹⁷

4. 連邦議会（共和党）

ジェイソン・スミス下院歳入委員会委員長（ミズーリ州） — 「トランプ政権は、USMCA の当初の交渉で米国の労働者と企業のために重要な勝利を収めたが、現状を単にゴム印で追認することは米国の利益にならないと正しく判断した。メキシコとカナダは、エネルギー分野での米国投資家への差別やカナダの酪農家への差別など、USMCA の下での既存のコミットメントを果たしていない」と述べた。¹⁸

エイドリアン・スミス下院議員（ネブラスカ州） — 「過去 6 年間、われわれの貿易パートナーはコミットメントを完全に守れなかった。大統領による延長しないという決定は、終了ではなく、執行を強化する機会だ」と述べた。¹⁹

クラウドディア・テニー下院議員（ニューヨーク州） — 「ワイン農家、酪農家、果物・野菜生産者に対するカナダの扱いなどの主要問題を修正せずに盲目的に延長できない」と述べた。²⁰

ピート・リケッツ上院議員（ネブラスカ州） — 「現行の USMCA には解決すべき問題があり、トランプ政権が米国民のために最善の取り引きを交渉するのは正しい」としつつも、「ネブラスカ州の農場主と企業が築いた貿易関係は維持されるべきだ」と表明した。²¹

B. 大幅な再交渉を要求する立場（労働組合・進歩派）

1. 米国労働総同盟・産業別組合会議（AFL-CIO）

AFL-CIO は、「USMCA は、メキシコにおける体系的な労働搾取に対処し、良質な組合の仕事のオフショアリングを終わらせることに失敗した」と批判し、「USMCA は労働者にとっての基準の底であり、天井ではない」との立場から、「北米全域の労働者のための尊厳と公正な競争を促進するための大幅な変更なくして、協定の 16 年延長を拒否するよう」トランプ政権に求めた。²² また、AFL-CIO はブルッキングス研究所への寄稿で、対メ

¹⁷ <https://consumerbrandsassociation.org/press-releases/consumer-brands-statement-on-uscma-6-year-review/>

¹⁸ <https://waysandmeans.house.gov/2026/07/01/chairman-smith-on-usmca-negotiations-any-future-agreement-must-close-loopholes-level-the-playing-field-for-american-workers-manufacturers/>

¹⁹ <https://x.com/RepAdrianSmith/status/2072363718642700331>

²⁰ <https://x.com/RepTenney/status/2072380133982216441>

²¹ <https://x.com/SenatorRicketts/status/2072734785554772451>

²² <https://aflcio.org/press/releases/afl-cio-calls-review-united-states-mexico-canada-agreement-center-working-families>

キシコ貿易赤字の拡大、メキシコの労働法執行の不備、輸出製造業における不当に低い賃金を詳細に指摘した。²³

2. 全米自動車労働組合 (UAW)

ショーン・フェイン会長は、「アメリカン・ドリームを殺したのは、われわれが自由貿易の災害と呼ぶものだ。アメリカン・ドリームを復活させるためには、NAFTA とその後継の USMCA がもたらしたダメージを修復しなければならない」と述べ、USMCA の再交渉を「組合員と労働者階級全体にとっての存亡の問題」と位置付けた。UAW は、米国で製造された車両のクォータ制度の導入、3 国間の労働権と賃金制度の確立を提案した。²⁴

7 月 1 日の共同見直しに先立ち、ローザ・デラウロ下院議員（民主、コネチカット州）とともに発表した声明で、フェイン会長は「NAFTA とその後継である USMCA の損害を元に戻さなければ、アメリカン・ドリームへの道はない。自由貿易の災害に取り組まなければ、米国労働者階級に未来はない」と述べた。²⁵

3. 連邦議会（民主党）

ローザ・デラウロ下院議員 — 「105 人の民主党下院議員を率いて USMCA の再交渉を求めた。多国籍企業はオフショアリングの脅威をてことして利用し続け、メキシコ、カナダとの貿易赤字は大幅に増加し、USMCA 輸入品の急増が自動車、鉄鋼、航空宇宙などにおいて米国の労働者、農家、企業を損なっている」と表明した。²⁶

クリス・デルージオ下院議員（ペンシルベニア州） — 「USMCA には、メキシコの製造業の雇用を増やし米国の雇用を失わせ、中国がそれらの抜け穴を利用して米国の雇用と産業を損なうことを可能にした抜け穴があった。次に来るものはより良いものでなければならず、主要な労働者支持の改革を確保しなければならない」と述べた。²⁷

C. 協定の枠組み維持と迅速な更新を要求する立場（経済界・産業団体）

1. 米国商工会議所 (U.S. Chamber of Commerce)

米国商工会議所は、2026 年 6 月にキャピトル・ヒルに 70 以上のビジネスパートナーを集め、議員に対し「枠組みの維持を支持し、3 政府全てによる完全な遵守を求め、企業に確実性をもたらす迅速かつ秩序あるレビューを奨励する」よう要請した。²⁸また、USMCA

²³ <https://www.brookings.edu/articles/unfulfilled-promises-why-the-usmca-joint-review-must-deliver-for-workers/>

²⁴ <https://uaw-newsroom.prgloo.com/press-release/uaw-outlines-vision-for-pro-worker-trade-deal-as-usmca-renegotiation-deadline-approaches>

<https://spectrumlocalnews.com/us/snplus/business/2026/05/22/usmca-renegotiation-uaw-demands>

²⁵ <https://delauero.house.gov/media-center/press-releases/officials-must-use-july-1-usmca-six-year-review-ministerial-meeting>

²⁶ <https://delauero.house.gov/media-center/press-releases/officials-must-use-july-1-usmca-six-year-review-ministerial-meeting>

²⁷ <https://x.com/RepDeluzio/status/2072783242994798600>

²⁸ <https://www.claimsjournal.com/news/national/2026/07/02/338571.htm>

の審査に関する公式コメントで、(1) 米国の貿易関係の維持と強化、(2) USMCA の完全遵守に対する再コミットメントの確保、を最優先目標として掲げた。さらに、メキシコの憲法改正が司法の独立と規制の自律性に重大な課題をもたらし、USMCA の主要条項と直接矛盾していると警告した。²⁹

2. 自動車業界連合

自動車イノベーション連合 (Alliance for Automotive Innovation) を含む 8 つの主要自動車業界団体は、共同声明で「USMCA は米国の自動車産業全体にとっての成功事例であり、数十億ドルの米国生産への投資と、協定発効以来の数千の製造業雇用の創出をもたらした」と評価し、「米国、カナダ、メキシコの指導者に対し、既存の 3 国間パートナーシップを維持し、適格な物品への特惠待遇を回復し、業界が過去 6 年間繁栄することを助けた安定性と予測可能性を継続する USMCA の延長について、迅速に合意に達するよう求める」と表明した。^{30 31}

米国自動車政策協議会 (American Automotive Policy Council / AAPC) — マット・ブランド会長は、「USMCA は米国の自動車メーカーにとって最も重要な貿易協定であり、その実施以来 2,100 億ドル以上の米国自動車投資を可能にした」とし、「USMCA の中核構造を維持しつつ、的を絞った改善、十分な移行期間、北米サプライチェーンの強靱性をさらにインセンティブ化する措置を追求するよう政権に求める」と述べた。³²

3. テクノロジー業界

コンピュータ・通信産業協会 (CCIA) — 「北米のデジタル貿易の基盤となってきた USMCA の延長を支持するが、重大な未解決問題があるため、この時点での完全延長は時期尚早だと認識する」とし、「デジタル貿易基準を維持する現代化された USMCA の確保に向けて、政権、議会、カナダ・メキシコ政府と協力することに引き続きコミットする」と表明した。³³

4. ビジネス・ラウンドテーブル

ビジネス・ラウンドテーブルは、米国商工会議所と同様、各政府に対し USMCA の強化・維持を推進した。^{34, 35}

²⁹ <https://www.uschamber.com/international/statement-for-the-record-before-the-hearing-on-the-u-s-mexico-canada-agreement-evaluating-north-american-competitiveness>

³⁰ <https://www.autosinnovate.org/posts/press-release/statement-auto-industry-leaders-on-usmca-discussions>

³¹ <https://www.collisionrepairmag.com/business/article/15829471/auto-industry-unites-for-usmca-trade-agreement>

³² <https://www.americanautomakers.org/us-automakers-statement-ustr-review-usmca>

³³ <https://ccianet.org/news/2026/07/ccia-statement-responding-to-the-usmca-joint-review>

³⁴ <https://www.businessroundtable.org/six-years-after-entering-into-force-usmca-continues-to-deliver-for-america>

³⁵ <https://www.claimsjournal.com/news/national/2026/07/02/338571.htm>

D. 市民団体・消費者団体の立場

Rethink Trade — 「トランプ大統領の USMCA が NAFTA の損害を修復するとの約束に反し、メキシコの労働者は依然として中国の労働者より低い賃金を受け取り、企業は依然として米国の雇用をメキシコにオフショアリングし、USMCA の貿易赤字は大幅に拡大した」として、大規模な再交渉を求めた。また、USMCA の「デジタル貿易」ルールがオンラインのプライバシー、安全性、修理の権利、市民の権利を損なっているとして、修正を主張した。³⁶

修理する権利連合 (Right-to-Repair Coalition) — 米国経済自由プロジェクト (American Economic Liberties Project)³⁷、電子フロンティア財団 (EFF)、iFixit、The Repair Association、U.S. PIRG などが、修理法と矛盾する USMCA の規定を修正するよう求める書面を USTR に提出した。

E. メキシコ、カナダの立場・対応

1. メキシコ政府の立場・対応

各種報道によれば、メキシコのマルセロ・エブラル経済相は、2026 年 5 月末の米国・メキシコ間の 1 回目の 2 国間交渉ラウンド以降、一貫して 16 年延長を支持する立場を表明していた。³⁸ また、クラウディア・シェインバウム大統領は、2026 年 6 月 30 日の記者会見において、USMCA の 16 年延長を求める書簡に署名したことを発表した。^{39, 40}

米国が、2026 年 7 月 1 日の共同見直しの会合後、現行のままの USMCA を更新することに同意しなかったと発表した翌日の 7 月 2 日、エブラル経済相は、米国の決定は USMCA の有効性にいかなるリスクも及ぼさず、見直しの頻度が変わるだけだと説明している。⁴¹ また、シェインバウム大統領も、USMCA の継続的有效性は投資家に「確実性」を提供するものであり、2026 年第 1 四半期のメキシコへの対内直接投資が過去最高の 236 億ドルを記録したと述べた。メキシコ政府の主要目標は、延長交渉と並行して、鉄鋼・アルミニウム・自動車に対する 1962 年通商拡大法 232 条に基づく追加関税の引き下げを米国から勝ち取ることにあるとしている。

7 月 20 日の週にメキシコシティで第 3 回米国・メキシコ 2 国間交渉ラウンドが開催され、グリア代表はシェインバウム大統領とも直接会談した。これらの会談後に発表された共同

³⁶ <https://rethinktrade.org/trackingusmca2026/>

³⁷ <https://www.economicliberties.us/press-release/as-july-1-usmca-review-looms-rethink-trade-calls-for-major-improvements-necessary-to-justify-any-extension-report-shows-pacts-outcomes-are-opposite-of-trumps-rosy-promises/>

³⁸ <https://www.reuters.com/world/mexico-backs-extending-usmca-trade-pact-16-years-2026-06-02/>

³⁹ <https://www.heraldousa.com/mexico-en/2026/6/30/sheinbaum-says-usmca-will-remain-in-effect-but-no-timeline-set-31450.html>

⁴⁰ <https://www.devdiscourse.com/article/business/3943093-usmca-extension-a-bold-move-by-mexican-leadership>

⁴¹ <https://mexicosolidarity.com/usmca-annual-reviews/>

⁴² <https://mexiconewsdaily.com/politics/usmca-remains-in-force-ebrard-says-as-mexico-eyes-tariff-reductions-thursdays-mananera-recapped/>

声明では、「今回の交渉ラウンドにおける、経済安全保障、労働、農業、電子決済サービス、鉄鋼・アルミニウムおよびその派生製品、ならびに自動車に関する議論の状況を確認した。会談において、グリア代表は、米・メキシコ経済関係の強化に対するシェインバウム大統領のリーダーシップとコミットメントに謝意を表した。グリア代表とシェインバウム大統領は、2 国間協力の重要性について一致するとともに、北米の製造業の成長、地域サプライチェーンの強化、および非締約国によるただ乗り（フリーライド）への対処の緊急性を強調した」などとしている。また、両国は、第 4 回交渉ラウンドを 2026 年 9 月に首都ワシントンで開催する意向だと確認した。⁴³

なお、エブラル経済相は、今後の 2 国間協議におけるメキシコの主目標は、鉄鋼・アルミニウムおよび自動車に対する 232 関税の削減である旨を述べるとともに、メキシコと米国には北米外からの輸入への依存を削減するという「共通の議題」があり、これが今後の交渉の基盤になるとも述べている。⁴⁴

2. カナダ政府の立場・対応

カナダ政府は、共同見直しの会合に先立つ 2026 年 6 月 1 日付の書簡で、グリア代表およびエブラル経済相に対し、USMCA の 16 年延長を正式に提案していた。⁴⁵

2026 年 7 月 1 日、ドミニク・ルブラン貿易担当相は、3 国間自由貿易協定委員会の会合後、以下の主要なポイントを含む公式声明を発表した。⁴⁶

- カナダの USMCA への「揺るぎない支持」と延長への支持を再確認。
- 協定は 2036 年まで完全に有効であり、いつでも 16 年間の延長が可能であることを確認。
- 締約国は「協議を継続し、北米の繁栄と競争力を支える貿易・投資の枠組みを確保する方法を特定することの重要性」に合意した。
- カナダは、米国のセクター別関税（232 条関税）への対処を優先課題としていく。特にカナダにとっては、「鉄鋼、アルミニウム、自動車、木材に対する米国のセクター別関税について、米国と実質的な協議を行うこと」が優先事項だ。
- カナダは「強い立場からこれらの協議に臨む」。カナダは、世界が必要とするエネルギーと天然資源、世界水準の労働力、過去数十年で最高の投資を呼び込む予測可能なビジネス環境を有する「安定した信頼できるパートナー」だ。

III. 今後の留意すべきポイント

⁴³ <https://ustr.gov/about/policy-offices/press-office/press-releases/2026/july/joint-statement-ambassador-jamieson-greer-and-mexican-secretary-economy-marcelo-ebrard>

⁴⁴ <https://prosperousamerica.org/after-canada-impasse-mexico-quietly-left-washington-empty-handed-but-reiterates-section-232-tariff-goals/>

⁴⁵ <https://www.international.gc.ca/trade-commerce/assets/pdfs/trade-agreements-accords-commerciaux/agr-acc/cusma-aceum/2026-06-01-letter-lettre.pdf>

⁴⁶ <https://www.canada.ca/en/global-affairs/news/2026/07/statement-by-minister-leblanc-following-trilateral-cusma-joint-review-meeting.html>

A. 主要な課題

米国政府は、メキシコやカナダに対して、USMCA 延長のために解決する必要があるとする具体的問題をそれぞれの国ごとに提起しているとともに、メキシコおよびカナダ両国に共通する問題や USMCA の構造的な問題として解決すべき主要問題として、(1) 原産地規則強化、(2) 経済安全保障問題への対処、(3) 米国生産のメキシコ・カナダへのオフショアリングを罰するメカニズムの構築、(4) 重要鉱物市場価格の構築、(5) 両国の強制労働産品の輸入禁止措置の実施改善、などを挙げている。⁴⁷

これらの各項目の概要は、次のとおりだ。

1. 原産地規則強化

米国は、USMCA を延長する条件として、USMCA が締結された際に規定した自動車分野における原産地規則、および、非自動車工業品の原産地規則の厳格化を求めている。⁴⁸

(a) 自動車分野の原産地規則の強化

自動車分野に関する原産地規則については、USMCA の交渉時、NAFTA のときと比べ、大幅に厳格化されており⁴⁹、グリア代表が 2025 年 12 月に行った議会証言の「解決すべき問題リスト」には、明示的に記載されていなかった。しかし、2026 年に入り、自動車原産地規則のさらなる改訂が最大の交渉争点の 1 つとして浮上した。

米国が自動車分野での原産地規則に満足していない理由は、(1) 現在の「北米」要件では米国内の生産を確保できない、(2) 既存の紛争解決パネル裁定内容との対立、(3) 中国企業のメキシコ経由での北米市場参入、などを挙げることができる。

⁴⁷ グリア代表の米連邦議会下院歳入委員会（2025 年 12 月 16 日）および上院金融委員会公聴会（2025 年 12 月 17 日）における冒頭ステートメント。
<https://ustr.gov/sites/default/files/files/Press/Releases/2025/Ambassador%20Greer%20Reported%20to%20Congress%20on%20the%20Operation%20of%20the%20USMCA.pdf>

⁴⁸ USMCA の原産地規則とは、特定の製品が北米 3 カ国間の特惠関税（多くの場合、無関税）の恩恵を受けるために満たさなければならない条件を意味する。一般に、製品が「北米原産」と認められるためには、一定割合以上の部品・素材が北米域内で調達・製造されていること（地域内付加価値比率＝Regional Value Content: RVC）や、域外から輸入した原材料が域内で十分に加工・変換されていることなどが求められる。

⁴⁹ 現行の USMCA における自動車分野の原産地規則は、米国が締約国となっている自由貿易協定の中でも最も厳格な内容となっており、以下の 4 要件から成り立っている。

- (1) 地域内付加価値比率（RVC）：完成車の価値の 75% 以上が北米域内で生産されていること（NAFTA の 62.5% から引き上げ）、
- (2) 労働付加価値要件（LVC）：乗用車の部品価値の 40%（ピックアップトラックは 45%）が、平均時給 16 ドル以上の工場で作られていること（米国またはカナダでの製造を促す仕組み）、
- (3) 鉄鋼・アルミニウム要件：自動車生産に使用される鉄鋼・アルミニウムの 70% が北米原産であること、
- (4) コア部品要件：エンジン、トランスミッションなどの主要部品カテゴリーごとに個別の RVC 要件が設定されていること。

2026 年 5 月末に開始された米国・メキシコ 2 国間交渉で、米国は以下の提案を行っている。

- 地域内付加価値比率（RVC）を、75%から 82%に引き上げ（これにより、域外（特に中国やアジア）からの部品の使用余地がさらに狭まる）、
- 米国固有コンテンツ 50%要件の新設⁵⁰、
- 大型トラックの RVC を現行の 70%から 75%に引き上げ、
- 北米での鉄鋼「溶融・注入」要件の新設。⁵¹

(b) 非自動車工業品の原産地規則の厳格化

上述のとおり、USMCA の交渉時、自動車部門については原産地規則が大幅に厳格化されている。しかし、自動車以外の工業品（鉄鋼製品、電子機器、化学品、繊維、機械部品など）については、原産地規則が NAFTA 時代からほとんど変わっておらず、相対的に緩いままとなっており、米国内では、一部の産業団体などが、中国やその他の域外国・地域で製造された部品・素材がメキシコやカナダに輸入され、そこで比較的簡単な加工や組み立てを行うだけで、USMCA の原産地規則を満たし「北米原産品」として米国に無関税で輸出することが可能となっていると問題視している。

例えば、グリア代表は、議会証言で、米国内の産業団体が USMCA の原産地規則の厳格化を求める例を以下のとおり紹介している。⁵²

- 米国製造業同盟（Alliance for American Manufacturing）は、「中国企業がメキシコを踏み台にして、米国関税を回避し、貿易執行措置を迂回し、協定の原産地規則の抜け穴を利用して無関税で製品を輸入している」として原産地規則の厳格化を要求している。
- 特殊鉄鋼産業北米連合（Specialty Steel Industry of North America）は、特殊金属を含む川下製品（downstream products）の原産地規則を強化するよう提案している。

このため、グリア代表は議会証言で、3 国間で取り組むべき USMCA の課題として「非自動車工業品（non-automotive industrial goods）の原産地規則の強化」を明示し、「貿易の利益がこれらの製品において実質的に締約国に帰属するようにする」ことを目指していくとしている。

具体的には、以下を含む方法により原産地規則の厳格化を目指していくものと思われる。

⁵⁰ 米国固有コンテンツ 50%要件とは、USMCA 特惠を受けるためには、車両価値の少なくとも 50%が米国内で生産されなければならないとの要件だ。「米国固有」コンテンツ要件は、現行の USMCA で規定されていない。

⁵¹ 米国は、鉄鋼について USMCA の特惠を受けるためには北米域内で「溶融・注入」（melted and poured）されたものでなければならないとする新たな要件を検討している。現行の USMCA にはこうした要件は存在しない。

⁵²<https://ustr.gov/sites/default/files/files/Press/Releases/2025/Ambassador%20Greer%20Reported%20to%20Congress%20on%20the%20Operation%20of%20the%20USMCA.pdf>

- RVC の引き上げ：非自動車工業品について、USMCA 特恵を受けるために必要な北米域内コンテンツの比率を引き上げることで、域外（特に中国）からの部品・素材の「ただ乗り」を防ぐことが検討されている。
- 品目別規則（Product-Specific Rules）の見直し：製品ごとに定められた加工・変換の要件（関税分類変更基準など）をより厳格にし、単なる組み立てや包装だけでは原産品と認められないようにするもの。
- 非市場経済国コンテンツの取り扱い：中国などの非市場経済国からの素材・部品を使用した製品について、特別な制限や計算上の不利益を導入する可能性が議論されている。これにより、域外コンテンツ、特に非市場経済国のコンテンツが北米のサプライチェーンに入り込むことを抑制しようとするもの。
- 税関執行・検証の強化：原産地規則自体の厳格化に加えて、既存規則の執行と検証を強化し、虚偽の原産地証明に対する監査を強化することも検討されている。

2. 経済安全保障問題への対処

米国の通商政策は、経済安全保障政策の重要な一部としての位置付けが近年ますます強まっている。一方で、北米 3 カ国の間では、対外経済安全保障政策（特に、中国に対する政策）が統一されておらず、「自由貿易」の推進を主目的としている現在の USMCA を維持することは、米国を含む北米全体の経済安全保障に「穴」を生じさせることになる、というのが米国の問題意識だ。

特に、米国は、関税（各国の対外関税政策の不整合）、対内（直接）投資審査（メキシコに投資審査制度が存在しない問題）、および輸出管理（先端技術流出防止対策）といった経済安全保障上の重要分野において、USMCA 加盟国間の各種政策や制度のばらつきを問題視している。そこで、USMCA の審査手続きを通じて、メキシコおよびカナダに対し、USMCA 上の特恵的市場アクセスを享受するための条件として、これらの各分野について重点的に、米国の対中政策への実質的な同調を求めていくものと思われる。

3. 米国生産のメキシコ・カナダへのオフショアリングを罰するメカニズムの構築

USTR は、メキシコおよびカナダ両国双方に対して働きかける必要のある USMCA 上の問題の 1 つとして、「政府規制やその他のアービトラージの結果として、米国での生産をメキシコやカナダにオフショアリングすることを不利に扱う制度を構築すること」を掲げている。

「規制アービトラージ」（regulatory arbitrage）によるオフショアリングとは、企業が、米国よりも規制が緩い国（メキシコやカナダ）の規制環境を利用して、米国で負担しなければならないコストを回避するために、意図的に生産拠点を移転させる行為を指す。USMCA では自由貿易が保障されており、米国内の規制を回避するために、メキシコやカナダにおいて低コストで生産した製品を、関税なしで米国市場に輸出することが可能となっている。この現在の構造が、企業に「米国の高い規制コストを避けてメキシコなどに移転する」インセンティブを与えているというのが、USTR の問題意識だ。

具体的には、環境規制のアービトラージ、労働規制・賃金のアービトラージ、第三国（特に中国）のコンテンツ迂回⁵³などが特に問題視されている。

このような規制上の問題への対策として、USTR は、オフショアリングに対するディスインセンティブ（抑止策）の導入⁵⁴、原産地規則の厳格化⁵⁵、各国での環境・労働関連法令執行の強化⁵⁶などを USMCA の改正を通じて実現しようとしているものと思われる。

4. 重要鉱物市場の構築

グリア代表が 2025 年 12 月の議会証言で提示した「重要鉱物市場の構築（Developing a Critical Minerals Marketplace）」とは、北米 3 カ国が重要鉱物の採掘、加工、リサイクル、再利用、製造を域内で推進するため、USMCA 内で統合的な協力枠組みを創設しようとする構想だ。これは単に鉱物を取引する「市場」を作ろうとするものではなく、北米を 1 つの重要鉱物のサプライチェーン圏として機能させるための制度的・政策的基盤の構築を意味している。

米国は、国家安全保障の観点から、近年、重要鉱物の「加工」段階における外国（実質的には中国）への過度な依存を問題視しており、トランプ大統領が 2025 年 3 月 20 日に発令した大統領令、2026 年 1 月に発令した大統領宣言や同年 7 月 20 日に発令した大統領令でも、重要鉱物に関する問題が指摘されている。⁵⁷

「重要鉱物市場の構築」とは、北米 3 カ国が持つ重要鉱物資源を域内で採掘から加工・製造まで一貫して行える体制を作り、中国の加工独占から脱却するための制度的枠組みを USMCA 内に創設しようとする構想だ。これは、上述の「経済安全保障の整合性強化」の重要な構成要素であり、「フォートレス・ノースアメリカ（北米要塞）」構想の資源面での具体的な柱として位置付けられるものだ。

なお、重要鉱物については、USMCA での枠組みに先立ち、以下を含む 2 国間の協力に向けた協議が進展している。

- 米国・メキシコ重要鉱物アクションプラン（2026 年 2 月署名）：協調的な貿易政策、価格下限メカニズム、共同投資枠組み、備蓄協調を探る内容
- 米国・カナダ重要鉱物共同行動計画（2020 年開始）：防衛・航空宇宙・クリーンエネルギー向けのサプライチェーン強化で数十億ドル規模の投資を動員

⁵³ 米国では、中国企業が関与している製品などを対象とするさまざまな規制の強化が進んでいる。中国企業がメキシコに投資・工場設立を行い、中国製の部品・素材をメキシコで最終加工して USMCA の原産地規則を形式的に満たした上で、特惠関税を利用して米国に輸出するという構造が問題視されている。グリア代表は議会証言で、「USMCA は本来、非市場経済国からの地域内投資の急増やその影響に対処するよう設計されていなかった」と述べている。

⁵⁴ 規制コストの差を利用して米国から生産を移転する企業に対し、何らかの不利益（関税上の不利益、USMCA 特惠の剥奪など）を課す仕組みなど。

⁵⁵ 第三国コンテンツが USMCA の特惠を「ただ乗り」できないよう、特に非自動車工業品について規則を強化することなど。

⁵⁶ メキシコの環境・労働規制の執行レベルを引き上げることで、規制コスト格差自体を縮小し、アービトラージの経済的インセンティブを弱めること。

⁵⁷ トランプ大統領が 2026 年 1 月に署名した重要鉱物に関する大統領宣言（Proclamation）は、「鉱物を国内で採掘しても、加工を外国に依存し続ける限り、米国の国家安全保障を守ったことにはならない」と述べている。

- カナダ・メキシコ 2 国間行動計画（2026 年下半期に策定予定）⁵⁸

米国の戦略は、これらの 2 国間枠組みを USMCA の中に統合し、拘束力のあるコミットメントとして制度化しようとするものと思われる。

5. 両国の強制労働産品の輸入禁止措置の実施改善

USMCA 第 23.6 条（労働章）は、各当事国が「全ての形態の強制労働の撤廃という目標を認識する」とした上で、強制労働によって生産された物品の輸入を禁止し、その執行において協力することを規定している。⁵⁹しかし、実際の執行レベルは 3 カ国間で異なっている。米国は 1930 年関税法第 307 条に基づく強制労働産品の輸入禁止制度を約 1 世紀にわたって運用しており、2021 年にはウイグル強制労働防止法（UFLPA）を制定して、中国・新疆ウイグル自治区からの全輸入品に「強制労働によって生産された」との反証可能な推定（*rebuttable presumption*）を適用するに至っている。これに対し、カナダとメキシコの制度は米国に比べて脆弱（ぜいじゃく）だと米国政府は認識している。

カナダは、USMCA の規定に基づき関税法に強制労働産品の輸入禁止条項を設けたが、その執行実績はほぼゼロに近い状態が続いているもようだ。米国の連邦議会議員からは、「カナダが強制労働産品の北米市場への流入を防いでいない」として、USMCA の労働規定に基づく協力を求め、2026 年の共同見直しで強制労働産品の問題を取り上げるよう要求する声が上がっていた。米国の 2026 年外国貿易障壁報告書⁶⁰では、「カナダが強制労働によって生産された外国製品の米国市場への流入を防止できていない」と指摘している。

メキシコは、USMCA の規定に基づき、強制労働産品の輸入禁止に関する法的措置を講じ始めているが、具体的な制度整備は遅れている。グリア代表の 2025 年 12 月の議会証言では、メキシコが「強制労働産品の輸入禁止の強化」に取り組んでいることが「既に解決に向けた進展のあった事項」の 1 つとして挙げられているが、米国では、メキシコの強制労働産品の輸入禁止制度の実効性はまだ十分とはいえないと受け止められている。

このため、米国内では、強制労働産品の輸入禁止の法執行の格差が、強制労働産品の「迂回輸入」を招くリスクがあると指摘されている。例えば、米国が厳格に UFLPA を執行して新疆ウイグル自治区産の綿花やポリシリコンを水際で止めても、同じ製品がカナダやメキシコに輸入され、そこでの加工を経て北米のサプライチェーンに入り、最終的に USMCA の特惠を利用して米国市場に流入する可能性がある懸念されている。

全米繊維組織協議会（National Council of Textile Organizations）は USMCA の公聴会で、カナダとメキシコに対して「UFLPA に類似した法律を採用し、新疆ウイグル自治区の奴隷労働で作られた製品を取り締まるよう求めるべきだ」と証言している。また、7 人の上院議員が米国税関・国境警備局（CBP）に宛てた書簡では、「不十分な税関執行が、禁止されている新疆ウイグル自治区産綿花が地域のサプライチェーンに浸透する経路を作っている」と警告している。

⁵⁸ <https://www.reutersconnect.com/item/mexico-and-canada-plan-joint-action-on-minerals-infrastructure/dGFnOnJldXRlcnMuY29tLDIwMjY6bmV3c21sX1ZBNTk4NjE2MDIyMDI2UIAx>

⁵⁹ USMCA は、強制労働に関する輸入禁止を貿易協定に組み込んだ世界初の包括的自由貿易協定だ。

⁶⁰ 2026 National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers.
<https://ustr.gov/sites/default/files/files/Press/Releases/2026/National%20Trade%20Estimate%20Report%202026.pdf>

以上の内容を踏まえ、米国は、USMCA の改訂を通じて、強制労働産品の迂回輸入の防止を目的とした、拘束力のある具体的な執行メカニズムの追加を目指していくものと思われる。

なお、米国は 2026 年 3 月、世界的な強制労働問題に対処するため、1974 年通商法 301 条に基づく調査を開始した。2026 年 6 月に公表された報告書に基づき、USTR は 60 カ国・地域を対象とした関税措置を提案し、強制労働産品の輸入を禁止していない、あるいは輸入を禁止するために効果的な措置を取っていない国・地域には 12.5%、対応済みの国・地域（カナダ・メキシコを含む）には 10%の関税を課す方針を示し、7 月に発動した。ただし、USMCA 適合品はこの関税から免除される。⁶¹

このようにして米国は、USMCA の改訂と 301 条関税の双方を活用し、カナダおよびメキシコの制度を米国水準に引き上げ、北米全体として強制労働産品を排除する統一的な「要塞」を構築しようとしている。

B. 米連邦議会による承認の要否

1. USMCA 締結時の経緯

米国憲法第 1 条第 8 節は、「外国との通商を規制する」権限を連邦議会に付与している。従って、通商に関する条約や国際協定の締結・改正は、本来は議会の関与が不可欠となっている。USMCA の原協定自体は、2015 年超党派議会貿易優先・説明責任法（TPA-2015、19 U.S.C. §4202（b））に基づく大統領への交渉権限の委任の下で交渉され、議会が USMCA 実施法を制定することにより承認された経緯がある。

2. 「改正なしの単純延長」の場合 — 議会承認の要否は未確定

USMCA 第 34 条 7 項は、各締約国が「国家元首を通じて」書面で延長の意思を確認すれば、自動的に 16 年間延長される旨を規定している。USMCA 実施法第 611 条（19 U.S.C. §4611）は、大統領に対し、延長の意思決定について議会（下院歳入委員会・上院財政委員会）と事前に協議する義務を課しているが、議会の「承認」を明示的に要件としていない。

しかし、上院財政委員会の報告書は、「この規定は延長に関する意思疎通の方法を定めるものに過ぎず、各締約国の国内での意思決定のあり方を定めるものではない」「米国は、議会の承認した通商協定から、議会の同意なく脱退できない」と述べ、議会が延長の意思決定において重要な発言権を持つことを示唆している。連邦議会調査局（CRS）も、「延長の決定に議会の承認が必要かどうか」は未解決の法的問題だと指摘している。

3. 「改正を伴う延長」の場合 — 議会による施行法制定が必要

⁶¹ <https://ustr.gov/about/policy-offices/press-office/fact-sheets/2026/july/fact-sheet-ustr-section-301-action-response-failure-60-economies-ban-imports-produced-forced-labor>

USMCA の改正を伴う延長については、議会の承認が必要となる。この点については、CRS も、以下のとおり明確に説明している。

「米国法の変更を必要とする協定の改正については、議会が実施法を制定しなければならない」

「議会は外国との通商を規制する権限を憲法上付与された機関であり、USMCA の改正に議会の承認が必要かどうかを決定し得る」

これは、関税率の変更、原産地規則の改定、労働・環境規定の強化、デジタル貿易ルールの新設といった実質的な改正が行われる場合に、米国国内法の制定や改正が不可避となることから、当然の帰結だ。

IV. 日本・日系企業への影響

A. 特に大きな影響が及び得る分野

1. 自動車原産地規則の大幅厳格化

多くの日本の自動車メーカーは、米国、メキシコおよびカナダにまたがる広範な製造ネットワークを構築しており、USMCA の原産地規則は、これらの企業が中長期的に生産・調達戦略を構築するための根本的な基盤となっている。

上述のとおり、米国は USMCA の原産地規則につき、完成車に対する RVC を現行の 75% から 82% へ引き上げるとともに、新たな要件として 50% の米国内調達比率要件を新設し、さらに、鉄鋼については、北米での「溶融・注入」要件の新設を求めている。これが実現すれば、メキシコやカナダの工場からの対米輸出に重大な影響を及ぼすことになる。また、鉄鋼の北米「溶融・注入」要件が新設されれば、日本から輸入する鉄鋼部品の扱いに直接影響を及ぼすことになる。

さらに、日本・日系自動車メーカーの多くは北米に大規模な生産拠点を有しているものの、部品サプライチェーンは日本やアジアからの調達に依存する部分も残っているため、特に 50% 要件が導入された場合、メキシコ・カナダ工場の生産モデルの根本的な再編が求められる可能性があり得る。

2. 非自動車工業品の原産地規則強化

米国は、非自動車工業品についても原産地規則を厳格化し、域外コンテンツ（特にアジアからの部品）の使用を制限する方針だ。これが実現すれば、日本や中国、その他のアジア諸国などから輸入する部品・素材を使用してメキシコで加工・組み立てた製品の USMCA 適格性が影響を受け、特に電子機器、機械部品、化学品、鉄鋼製品などを北米で製造している日系企業にも影響を及ぼす。

また、航空宇宙、重機、化学品、先端医療機器などのセクターでも原産地規則の見直しを検討されているため、これらの分野で事業を展開する日本・日系企業は、最新の動向を注視していく必要がある。

3. 232 条関税の継続・拡大リスク

鉄鋼 50%、アルミニウム 50%、自動車 25%の 232 条関税は、USMCA 適合品であっても完全には免除されていない。特にカナダからの対米自動車輸出について、USMCA 適合車両にも 50%関税が適用される可能性が報じられているなかで、⁶² 232 条関税が継続すれば、カナダに工場を持つ日本・日系の自動車メーカーや、自動車部品メーカーが大きな影響を受けることになる。

B. その他の注意すべき分野

1. 経済安全保障整合に伴うサプライチェーン再編

上述のとおり、米国は、経済安全保障政策の観点から、USMCA の他の締約国に対しても各国の投資審査、輸出管理、対外関税について、米国の政策との整合性を確保することを求めている。この文脈の中で、例えば、日本メーカーなどがメキシコに有する工場などの生産施設で、中国産の部品などを調達している場合、メキシコの施設で生産された製品が、USMCA の適格性を失うこととなるリスクが高まる。

また、投資審査制度に関連しメキシコに新設される外国投資審査制度は、主に中国企業を念頭としているが、法令の枠組みとしては、全ての外国からの投資に適用される可能性があることから、日系企業の対メキシコ投資手続きにも影響し得る。

輸出管理の強化面では、半導体、先端素材などの機微技術や、これらの素材や技術を取り込んだデータセンターに関わる日本・日系企業は、メキシコおよびカナダの輸出管理体制の変化にも留意していくことが必要だ。

2. 電気自動車（EV）、バッテリーおよび重要鉱物に関する新規則

EV 用バッテリー、バッテリー・セル、重要鉱物の原産地規則が新たに USMCA に含まれる可能性があることから、特に日系電池メーカーや EV 部品サプライヤーは、以下の点も含めた今後の動向を見極め、対策を講じていく必要が生じる。

- バッテリー・セルの北米 RVC 要件の新設
- 重要鉱物の調達先要件（北米産または同盟国産の義務化）
- 米国のインフレ削減法（IRA）の税額控除要件と USMCA 原産地規則の整合性

3. 日本からの直接輸入車（完成車）への関税環境の変化

一部の米国自動車業界団体は、USMCA 適合車両が 232 条関税の負担を受ける一方で、日本や EU からの輸入車に対する関税は 15%となっているため、USMCA 適合メーカーが価格競争力で不利になるという逆転現象を指摘している。この問題は、日本などからの直接輸入車の関税水準を引き上げる方向の議論につながるリスクもある。

⁶² スイスに本部を置く Global Trade Alert は、トランプ政権が 232 条に基づきカナダからの自動車などに対する関税を 50%に引き上げる可能性を検討しているとした。
<https://globaltradealert.org/blog/canada-s232-50pct-scenarios>

4. 労働規制・賃金コストの上昇

メキシコの労働法執行強化、事業所特定の迅速な労働問題対応メカニズム（RRM）の適用拡大、セクター別団体交渉協約の導入提案は、在メキシコ日系製造企業の労務コスト上昇に直結することが懸念される。

5. 強制労働製品の輸入禁止の執行強化

米国は、メキシコおよびカナダの強制労働製品の輸入禁止の実効化を求めており、301 条関税措置も講じられている。日系企業にとっての注意点としては、以下が挙げられる。

- サプライチェーン上流の強制労働リスク監査（デューディリジェンス）の強化
- 特に中国・新疆ウイグル自治区からの原材料（綿花、ポリシリコンなど）を含む製品への監視を強化するための実効的な体制整備

現行の制度上、USMCA 適合品については、301 条関税から免除されることがとされているが、適格性の証明がより厳格に求められることが予想される。⁶³

6. デジタル貿易規則の見直し

USMCA におけるデジタル貿易について、データの越境移転、人工知能（AI）規制、デジタルサービスへの規制の在り方が議論されている。このため、デジタルサービスや越境データ処理に関わる事業を展開している日本企業、日系企業などは、規則がいかに変更されることになるのか、最新の動向に注目していく必要がある。

7. 協定の将来の不確実性

日本企業に限らず、全ての企業が直面している最も根本的なリスクは、米国が USMCA を 2036 年 7 月 1 日以降延長することにつき、現時点では何らコミットしておらず、年次の共同見直し体制に移行したことにより、中長期的な投資判断に大きな不確実性をもたらしていることだ。

米国のメキシコとカナダとの交渉は 2027 年以降に長期化する可能性があり、この不確実性は設備投資・サプライチェーン再編の意思決定を困難にしている。また、USMCA では、締約国が他の締約国に通告することにより一方的に脱退することも手続き上可能となっていることから、可能性は高くはないとしても、リスク管理の一環として、米国が USMCA から脱退することとなった場合も想定した対応策も検討をしておく必要がある。

⁶³ USMCA 適合品（カナダ・メキシコ原産品）は、関税法 307 条（19 U.S.C. § 1307）に基づく強制労働製品の輸入禁止からは免除されない。

レポートをご覧いただいた後、アンケート(所要時間:約 1 分)にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20260012>



本レポートに関するお問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部 米州課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

TEL：03-3582-5545

E-mail：ORB@jetro.go.jp